

○かほく市社会福祉法人指導監査実施要綱

平成25年3月29日

告示第31号

(目的)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条に定める社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して法その他関係法令及び通知に規定する指導監査を行い、必要な助言、指導等を行うことにより、法人の運営、財務管理等が適正に行われているかを明らかにするとともに、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 法人に対する指導監査は、次に掲げる基本方針に基づき行う。

- (1) 指導監査は、法その他関係法令及び通知のほか、この告示に基づくこと。
- (2) 指導監査の実施に当たっては、常に懇切丁寧を旨とし、法人関係者の理解及び協力が得られるように配慮して行うこと。
- (3) 指導監査の実施に当たっては、法人の歴史的沿革、立地条件その他の事情を勘案し、形式的又は画一的に陥らないように留意すること。
- (4) 法人が自ら行う内部監査、自主的点検等による内部牽制機能が効果的に実施されるよう指導すること。

(指導監査の実施機関)

第3条 指導監査は、健康福祉部健康福祉課及び法人の所管担当課（以下「担当課」という。）の職員（以下「指導監査職員」という。）が行う。

(指導監査の対象法人)

第4条 指導監査の対象となる法人は、市内において設立され、かつ、当該法人の活動区域が市内に限定されるものとする。

(指導監査の種別)

第5条 指導監査の種別は、一般監査及び特別監査とする。

- 2 一般監査は、法人の所在地において実施する実地監査（以下「実地監査」という。）とし、法人の運営、財務管理等の全般的事項について、法その他関係法令及び通知に定める規定等の遵守状況を調査し、及び確認した上、必要な助言、指導等を行う。
- 3 特別監査は、実地監査とし、別表第1の特別監査基準に該当する法人に対し、重点的かつ継続的に行う。

(指導監査の実施体制)

第6条 指導監査は、班を編成して行うものとする。

- 2 一般監査の班編成及び実施回数の基準は、それぞれ別表第2及び別表第3のとおりとする。ただし、別表第2については、法人の規模又は前年度の指導監査結果により変更することができるものとする。
- 3 一般監査の実施時期は、当該年度の6月から翌年2月までに行うものとする。
- 4 特別監査の班編成、実施回数及び実施時期は、必要に応じて適宜定め、指導内容に応じた実施体制で行う。

(指導監査職員の証明書)

第7条 指導監査職員は、指導監査を行う場合は、指導監査職員証明書(様式第1号)を携行するものとする。

(主眼事項及び実施計画の策定)

第8条 市長は、法人の利用者の処遇の充実を最重点に置くとともに、社会変化に対応した法人の運営の充実についても配慮することとし、国の指導方針を基本に主眼事項を毎年度定める。

- 2 指導監査の実施に当たっては、次に掲げる計画を作成するものとする。

(1) 年間実施計画 毎年度当初に作成する法人の種別、月別、実施方式等の総括的な計画をいう。

(2) 月別実施計画 指導監査を実施する月の1箇月前までに当該月の法人の指導監査の期日(以下「監査日」という。)及び監査班を定めた計画をいう。

(指導監査の実施通知)

第9条 市長は、指導監査の対象の法人の代表者に対し、監査日のおおむね1箇月前までに監査日その他必要な事項について様式第2号により通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた場合は、当該法人の代表者は、通知を受けた日から起算して2週間以内に指導監査に係る関係資料を市長に提出しなければならない。

- 3 特別監査については、適宜通知する。

(指導監査の立会い)

第10条 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関の職員及び当該法人の責任者(以下「責任者」という。)の立会いを要請するものとする。

(指導監査の実施方法)

第11条 一般監査の実施に当たっては、社会福祉法人指導監査要綱の制定について(平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)の規定により行う。

- 2 一般監査については、第9条第2項の規定により提出された関係資料について、あ

あらかじめ必要に応じて責任者の出頭又は電話等により当該法人の運営、財務管理等を確認することができる。

3 特別監査の実施方法は、実施理由に応じ適宜検討する。

(実施上の留意点)

第12条 指導監査職員は、責任者に対し、理解及び協力を得るため、あらかじめその趣旨を説明するものとする。

2 指導監査職員は、能率的に指導監査を行うよう努めるとともに、当該法人の業務に支障のないように努めるものとする。

3 指導監査職員は、運営、財務管理等の状況を責任者から聴取するものとする。

(指導監査結果の講評)

第13条 指導監査職員は、一般監査終了後、責任者に対し、当該結果について講評する。この場合において、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 責任者に対し、書面その他の方法により法人の運営、財務管理等の問題点及び改善を要する事項を十分認識させ、必要な助言、指導等を行うこと。

(2) 指導監査職員のみで判断することが困難と認められる事項については、当該事項を後日検討の上、別途必要な助言、指導等を行うこと。

(3) 責任者のみに指示を行うことが適当と認められる人事案件等の事項については、別途そのものに対し講評すること。

2 特別監査の講評については、指導内容に応じて行う。

(指導監査結果の通知等)

第14条 市長は、一般監査の結果について当該法人の代表者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により速やかに通知する。

(1) 法令、通知等に違反する事項（軽微な事項を除く。）、法人の運営において重大な事項又はその他法人内での取組を確認する必要がある場合で、当該法人の改善結果の報告を要するとき 様式第3号

(2) 軽微な事項についての助言、指導等がある場合で、当該法人の改善の結果報告を要さないとき 様式第4号

(3) 助言、指導等がない場合で、当該法人の改善の結果報告を要さないとき 様式第5号

2 前項第1号の規定に該当する場合で同項の規定による通知を受けたときは、当該法人の代表者は、通知を受けた日から起算して2箇月以内に様式第6号により市長に対し、その改善状況等の報告をしなければならない。

3 市長は、当該改善状況が不十分と認められる場合は、必要な助言、指導等を行う。

(法的措置等)

第15条 市長は、指導監査による指導事項について、改善措置が図られない法人については、次に掲げる措置について担当課と協議し、実効ある指導監査に努めるものとする。

(1) 民間施設給与等改善費の停止又は減額

(2) 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日付け雇児発・社援発・老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)の規定による運営費の運用禁止

(3) 新規利用者措置の停止又は当該法人利用者の他の施設への措置替え

(4) 改善命令、予算の変更、補助金及び貸付金の返還命令、役員の解職勧告又は法人の解散命令

(指導監査結果の活用)

第16条 健康福祉部健康福祉課は、毎年度の指導監査終了後、指導監査の監査結果をまとめ、担当課に配付するものとする。

(指導監査結果の報告)

第17条 市長は、当該年度の指導監査終了後、所定の手続に従い、指導監査の結果を石川県へ報告する。

(関係機関との連携)

第18条 市長は、指導監査の重点事項、実施計画の策定並びに指導監査の実施及び結果の処理に当たっては、関係行政機関との十分な連携を行う。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月31日告示第139号)

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第33号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

特別監査基準

対象法人	1 過去に不祥事を起こした又は起こすおそれのある社会福祉法人
対象施設等	2 その他重大な問題があり、特に特別監査を行うことが必要と認められる社会福祉法人

別表第 2（第 6 条関係）

一般監査班編成基準

対象	人員及び日数	内訳
社会福祉法人	原則	健康福祉部健康福祉課 3 人
法人運営管理	4 人×1 日	社会福祉法人の所管担当課 1 人
財務管理		

別表第 3（第 6 条関係）

一般監査実施回数基準

法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人	3 年に 1 回を原則
会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性及び適正性が確保されていると判断するとき。	活用状況に応じて以下の取扱いが可能
会計監査法人	5 年に 1 回まで延長可
公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人	同上
専門家による財務会計の支援を受けた法人	4 年に 1 回まで延長可
苦情解決への取組が適切に行われており、以下のいずれかの内容に積極的に取組み、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するとき。 1 福祉サービス第三者評価事業の受審、公表 (ISO 9001 認証施設も同様とする。)	4 年に 1 回まで延長可

2	地域社会に開かれた事業運営	
3	先駆的な社会貢献活動の取組	
上記のいずれにも該当しない法人		継続的な実施

備考 法人監査と施設監査と監査周期が異なる場合、それぞれの周期で実施することが非効率であり、併せて実施することが、所轄庁と法人の双方に効率的・効果的である場合など特別な事情がある場合は、異なる周期とすることができる。

様式第 1 号（第 7 条関係）

指導監査職員証明書

第 号 年 月 日交付 写真 印 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日	社会福祉法（抜粋） 第 5 6 条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。
--	--

備考 この用紙は、A 列 7 番とし、中央の線のところから二つ折りとすること。

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

社会福祉法人
様

かほく市長 

年度 社会福祉法人の指導監査の実施について

社会福祉法及び関係法令の規定に基づき、下記のとおり指導監査を実施しますので、かほく市社会福祉法人指導監査実施要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。
なお、関係資料を指導監査の期日の 2 週間前までに提出願います。

記

- 1 監査実施日 年 月 日
- 2 監査事項
監査対象法人の 年度から監査日現在までにおける運営状況及び 年度の
運営計画
- 3 提出書類
- 4 提出部数 各 1 部

様式第3号（第14条関係）

第 号
年 月 日

社会福祉法人

様

かほく市長



年度 社会福祉法人指導監査の結果について（通知）

貴法人の一般監査を実施した結果、下記の事項について改善の必要があると認められるので、かほく市社会福祉法人指導監査実施要綱第14条第1項の規定により通知します。

なお、下記の事項及び現地において指導監査職員が指導した事項については、早急に所要の措置を講じるとともに、改善結果の報告が必要なものについては、当該改善結果を証する資料を添付の上、
年 月 日までに報告してください。

記

改善結果報告を要する事項

1

2

改善結果報告を要しない事項

1

2

様式第4号（第14条関係）

第 号
年 月 日

社会福祉法人

様

かほく市長



年度 社会福祉法人指導監査の結果について（通知）

貴法人の一般監査を実施した結果、下記の事項について改善の必要があると認められるので、かほく市社会福祉法人指導監査実施要綱第14条第1項の規定により通知します。

なお、下記の事項及び現地において指導監査職員が指導した事項も併せて所要の措置を講じてください。

記

改善結果報告を要しない事項

1

2

様式第5号（第14条関係）

第 号
年 月 日

社会福祉法人

様

かほく市長



年度 社会福祉法人指導監査の結果について（通知）

貴法人の一般監査を実施した結果、おおむね良好と認められたので、かほく市社会福祉法人指導監査実施要綱第14条第1項の規定により通知します。今後とも適正な法人の運営に努めてください。

様式第 6 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

かほく市長 様

住所
法人名
代表者名 ⑩

年度 社会福祉法人指導監査における指摘事項の改善結果報告について

年 月 日付け 第 号により通知がありました標記のことについて、改善いたしましたので、かほく市社会福祉法人指導監査実施要綱第 1 4 条第 2 項の規定により報告します。

（注）改善結果報告については、市の指導事項も書き入れ、その次に改善結果を記載すること。また、期限までに改善が困難な事項については、改善措置が可能となる見込みについて具体的に記載すること。